

離婚後の子 どう守る



専門記者（家族担当）

杉原里美

11月の週末、都内のコンビニの駄菓場で、NPO法人「ウイーズ」の職員が40代の母親から小学生の男の子2人を預かり、父親が待つ近くの施設に向かった。子どもたちは父親との時間ボーリングなどを遊び、別の場所で母親に返された。

「ウイーズは離婚や別居した親子の面会交流を支援する団体だ。顔を合わせたくない父母の間に入り、仲介する。母親は面会に消極的だったが、離婚への疑問が消除しない子どもたちを見て」「自分の目で判断してほしい」と父親

面会に強制力なし 共同親権求める声

だが、日本では離婚後も両親が子孫ともが交流を続けるケースは少ない。日本は離婚すると父母の片方しか親権を持ってない「単親権」を採用しており、母親が子を引き取るケースが約9割と圧倒的だ。「夫婦の離婚」が「親子の絶縁」につながっている。民法では、離婚時に親子の面会交流や養育費を取り決めるとき定めているが、強制力はない。厚生労働省の2016年度調査では、母子家庭の46%は父と子の面会交流の経験がなかった。一方、欧米では離婚後も子どもが双方の親から養育を受けられるよう「共同親権」が主流だ。アジアにも広がっており、韓国は08年から、子がいる夫婦の離婚では、面会交流の日程や養育費の受け取口座などを記した協議書

離婚など子に会えなくなった父・母14人が18年、面会交流制度の不備を訴えて集団提訴。11月22日の東京地裁判決は「面会交流は憲法上保障された権利とはいえない」と退けたが、同じ日には離婚後の共同親権を求める集団訴訟も新たに東京地裁に起こされた。ただ、面会交流や共同親権を進めるに慎重な意見もある。ひとり親支援団体でつくる「シンプルマザーサポート団体全国協議会」は、共同親権の導

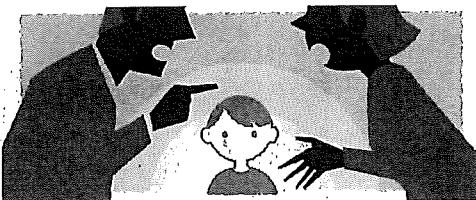
国連委、日本に法改正勧告

的に関わっていた父親や、DV加害者の夫に子どもを奪い取られた母親もいる。子どもの立場からみても、一方の親に急に会えなくなつた経験を持つ子は、親密な人間関係を築くのが苦手になるという調査結果もある。

離婚で子どもの親権をめぐって争いになるのを防ぎ、子どもの人格を尊重するためにも、養育費や面会交流の取り決めを義務化し、問題なければ共同親権を選べる制度が必要ではないか。

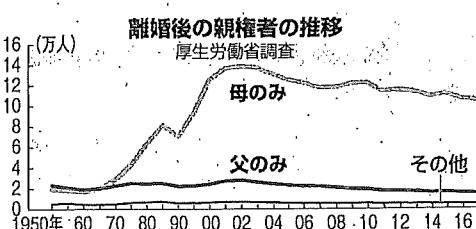
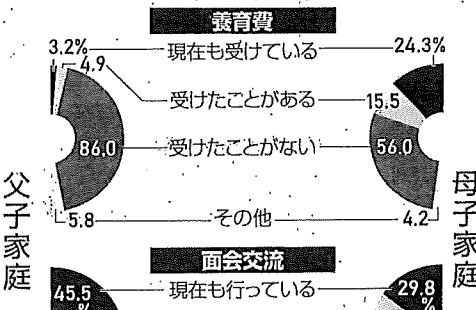
韓国では、離婚制度改正時に民間のDVシェルターへの予算を増やし、加害者の処罰と被害者保護を強化した。米国・カリフオルニア州では、面会交流の部屋に危険があれば警察に通報できるボタンがあつた。海外の事例も参考に、法整備を急いでほしい。

夫婦の3組に1組が離婚する時代。親が離婚した子は20万人を超える、1950年の約2.7倍に増えた。母親が引き取ることが多いが、母子家庭の7割超は養育費を受け取れず、立て替え払いを検討する自治体も出てきた。一方、父親の約半数は離別した子と交流したことなく、面会を求める訴訟が相次ぐ。離婚後の子の養育を社会はどう支えるべきか。



離婚後の親子をめぐる状況

養育費と面会交流をめぐる現状 2016年、厚生労働省調査



養育費のモデルケース		
夫の年収	月額	妻の年収
250万円	2万~4万円	200万円
500万円	6万~8万円	100万円
500万円	4万~6万円	500万円
1千万円	14万~16万円	無収入

離婚し別居する父が、母と同居する
14歳以下の子2人に払う月額



夫婦ともに給与所得者の場合。年収は税などの控除前。
「養育費算定表」から

離婚後の子 どう守る

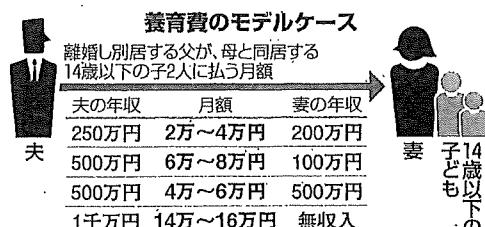
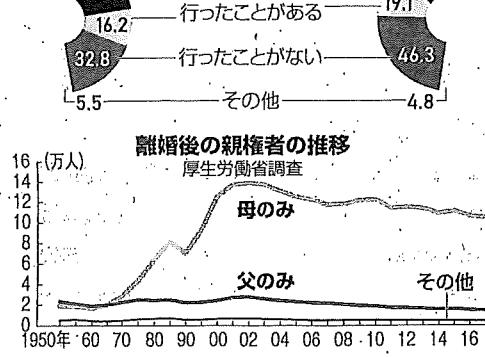
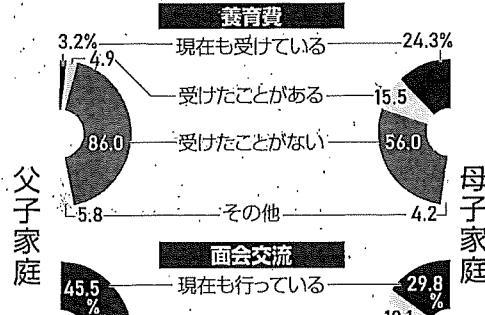
夫婦の3組に1組が離婚する時代。親が離婚した子は20万人を超える、1950年の約2.7倍に増えた。母親が引き取ることが多いが、母子家庭の7割超は養育費を受け取れず、立て替え払いを検討する自治体も出てきた。一方、父親の約半数は離別した子と交流したことなく、面会を求める訴訟が相次ぐ。離婚後の子の養育を社会はどう支えるべきか。



離婚後の親子をめぐる状況 養育費と面会交流をめぐる現状

2016年、厚生労働省調査

2010 年度全國自駕遊



夫婦ともに給与所得者の場合。年収は税などの控除前。
「養育費算定表」から

元夫の不倫が原因で、3歳と7歳の子を連れ、約5年前に離婚した神奈川県の会社員女性(36)は嘆く。「出来る」とは全てしたが、元夫が養育費を払わない。このままで子どもを大学に行かせられない」

2人で計月14万円。裁判所の調停で離婚した際、会社社長の元夫の収入などから養育費の額は決まったが、約1年で不払いになつた。裁判所から「不払いになつても相手の財産を差し押さえる強制執行がある」との説明を受けたが、手続きの大変さに驚いた。



大阪社会部

養育費不払い多発 個人の対応に限界

法律を調べ、裁判所が元夫に支払いを促す「履行勧告」をしたが、強制力がない反対がない。元夫の預貯金の差し押さえを考えたが、口座がある銀行の支店名まで自分で探す必要がある。夫の行動範囲の銀行を探し、法務局などで銀行の代表者事項証明書などを取り、裁判所に強制執行を申し立てること。

弁護士への依頼も考えたが、15万円で
と言わざる者手金が払えない。自力で手
手続きを進めて三つの口座を差し押さ
えたが、離婚時に相当額あった残高
は、10万円以下に激減していた。女性
は「養育費から逃げるマニユアルがス
リットにあるれている。元夫が強制執行
を恐れ、貯金を移したと思う」と肩を落
とす。元夫は再婚した相手とも離婚す
る。今は新しい彼女がいて、海外旅行
も楽しんでいると知人に聞いた。

来春からは手続きが少し楽になる。
改正民事執行法が施行され、不払いの
親の勤務先や預貯金の情報提供を裁判
所が市町村や銀行などに命じられる。
養育費に詳しい榎原富士子弁護士は
「前進だが、調停調査などの公の文書
で養育費を決めた人だけが対象。手続

によると、子がいる大人が1人の現役世帯の相対的貧困率は先進国で最悪水準だ。小川富之福岡大教授（家族法）は「政策決定の場に女性が少なく、窮屈した母子の政治的影響力も小さい」中、国が放置してきた」と指摘する。この事態にしづれを切らしたのが兵庫県明石市だ。市が養育費を立て替えた上、親に市が請求する独自条例案の検討を始めた。子が市民の場合に限られる見込みで、泉房穂市長は「国が動いて」と訴える。

子どもの権利条約は、扶養料の確保策をどうするか締約国に求め、歐米や韓国は不払いへの罰則や立て替え払いで積極介入する。「私人間の紛争に行政は介入すべきでない」との考え方もある。

豪州、行政が徵収 天引きも

が、同志社大の横田光平教授（行政法）は「建設工事の請負契約の紛争解決など、私人間の紛争への行政の関与はあり、ハードルではない」とみる。小川教授によると、豪州も1.9-8.8年調査の「養育費支払率」は34%だが、子の貧困の撲滅をめざして養育費対策法を80年代後半に制定し、徴収する行政機関を国税局から受けて額を毎年所得の情報を取り扱った。父母の課税所得を動調整し、不払いには給与の強制的な引きや出国禁止も実施。近年の徴収率は養育費支払額の97%にのぼる。「離婚相手と関わらたくない」「相手からDVを受けた」——。不払いには多様な事情があり、元夫婦だけでは解決するのは限界がある。その中で、「離れて暮らす親は経済力があるのに、自分の食費や教育費を払ってくれず、生活が苦しい」という子どもたちがいる。安倍晋三首相は4年近く前の16年1月の参院決算委員会で「子どもの貧困対策は未来への投資であり、国を挙げて推進していく」と述べている。政府は、いつまで、多発する養育費の不払いから目をそらすのか。